

評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人英明会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員は、定款第8条及び第21条の規定に基づき無報酬とする。ただし、費用弁償については、費用弁償規程を適応する。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は令和元年6月21日(定時評議員会の議決日)から施行する。